

議案第1号

第一種住居地域（西蒲区赤縮字大道上 930-1、931-1 外） において新築する自動車修理工場の許可について（審議）

1. 対象条項

建築基準法第48条第5項

第一種住居地域内においては、別表第2（ほ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

法別表第2

(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	一 （へ）項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 三 カラオケボックスその他これに類するもの 四 （は）項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの（政令で定めるものを除く。）
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	一 （と）項第三号及び第四号並びに（り）項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 四 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） 五 倉庫業を営む倉庫 六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの

2. 当該建築物の概要

申請者	有限会社丸徳自動車整備工場 代表取締役 鈴木 栄悦		
概 要	敷地位置	新潟市西蒲区赤鋤字大道上 930-1、931-1 外	
	主要用途	自動車修理工場	
	工事種別	新築	
	構 造	鉄骨造	
	階 数	平屋建て	
	建築面積	1,135.73 m ²	
	延べ面積	1,057.98 m ²	
	最高高さ	8.29 m	
対象条文	建築基準法第48条第5項		

3. 許可申請書など

別添「議案第1号」による

議案第2号

第一種住居地域（中央区上所中三丁目516番外）において新築する自動車修理工場の許可について（審議）

1. 対象条項

建築基準法第48条第5項

第一種住居地域内においては、別表第2（ほ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りではない。

法別表第2

(ほ)	第一種住居地域内に建築してはならない建築物	一 (へ) 項第一号から第五号までに掲げるもの 二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 三 カラオケボックスその他これに類するもの 四 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が3,000㎡を超えるもの（政令で定めるものを除く。）
(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	一 (と) 項第三号及び第四号並びに(り)項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が50㎡を超えるもの
(と)	準住居地域内に建築してはならない建築物	三 次に掲げる事業（特殊の機械の使用その他の特殊の方法による事業であつて住居の環境を害するおそれがないものとして政令で定めるものを除く。）を営む工場 (十一) 原動機の出力の合計が1.5kWをこえる空気圧縮機を使用する作業

2. 当該建築物の概要

申請者	新潟中央ホンダ販売株式会社 代表取締役社長 高橋 信男
概 要	敷地位置 新潟市中央区上所中三丁目 516 番外
	主要用途 自動車展示販売店舗（一部自動車修理工場）
	工事種別 新築
	構 造 鉄骨造
	階 数 平屋、一部 2 階建て
	建築面積 2,526.55 m ²
	延べ面積 2,755.74 m ²
	最高高さ 9.034 m
対象条文	建築基準法第 48 条第 5 項

3. 許可申請書など

別添「議案第 2 号」による

議案第3号

第二種住居地域（西区青山字道下182-2 外8筆）において新築する自動車修理工場の許可について（審議）

1. 対象条項

建築基準法第48条第6項

第二種住居地域内においては、別表第2（へ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第二種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

別表第2

(へ)	第二種住居地域内に建築してはならない建築物	一 (と)項第三号及び第四号並びに(り)項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの 三 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 四 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの（建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。） 五 倉庫業を営む倉庫 六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
-----	-----------------------	--

2. 当該建築物の概要

申請者	トヨタカローラ新潟 株式会社
	代表取締役会長 等々力 好泰
概 要	敷地位置 新潟市西区青山字道下182-2 外8筆
	主要用途 自動車販売店舗 自動車修理工場
	工事種別 新築
	構 造 鉄骨造
	階 数 2階建て
	建築面積 1,390.35 m ²
	延べ面積 1,505.40 m ²
	最高高さ 9.15 m
対象条文	建築基準法第48条第6項

3. 許可申請書など

別添「議案第3号」による

議案第4号～第30号

接道義務の特例許可について

1. 対象条項

建築基準法第43条第1項

建築物の敷地は、道路（次に掲げるものを除く。第44条第1項を除き、以下同じ。）に二メートル以上接しなければならない。

第43条第2項

前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

1 その敷地が幅員四メートル以上の道（道路に該当するものを除き、避難及び通行の安全上必要な国土交通省令で定める基準に適合するものに限る。）に二メートル以上接する建築物のうち、利用者が少数であるものとしてその用途及び規模に関し国土交通省令で定める基準に適合するもので、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるもの

2 その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の国土交通省令で定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可したもの

建築基準法施行規則第10条の3第4項

法第43条第2項第2号の国土交通省令で定める基準は、次の各号のいずれかに掲げるものとする。

- 1 その敷地の周囲に公園、緑地、広場等広い空地を有する建築物であること。
- 2 その敷地が農道その他これに類する公共の用に供する道（幅員四メートル以上のものに限る。）に二メートル以上接する建築物であること。
- 3 その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。

2. 許可申請書など

別紙「接道義務の特例許可一覧」「議案第4号～第30号」による